

目次

前文

第1編 総則 (第1条 第5条)

第2編 市政の原則と制度

第1章 総合計画 (第6条)

第2章 市政情報の共有 (第7条 第9条)

第3章 市民の市政参加 (第10条 第13条)

第4章 市政の原則 (第14条 第21条)

第5章 公正と信頼の確保 (第22条 第24条)

第6章 市民投票 (第25条・第26条)

第7章 政府としての多治見市 (第27条 第29条)

第8章 危機管理 (第30条 第33条)

第3編 市政の主体

第1章 市民 (第34条・第35条)

第2章 代表機関

第1節 議会 (第36条・第37条)

第2節 長と行政機構 (第38条 第44条)

第4編 最高規範と改正

第1章 最高規範 (第45条)

第2章 改正 (第46条)

私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。

市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。

私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。

第1編 総則

(目的)

第1条

この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。

(市民主権)

第2条

より良い地域社会の形成の主体は、市民です。

市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。

市民は、市政の主権者として、市の政策を定める権利があります。

(選挙)

第3条

市民は、選挙により、市民の代表者である議会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

議会の議員の候補者は、選挙に当たり、市政に関する自らの見解を明確にし、市民に示さなければなりません。

市長の候補者は、選挙に当たり、政策の案を明確にし、市民に示さなければなりません。

(市の役割)

第4条

市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成の一部を担います。

市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

(連携協力)

第5条

市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。

目次

前文

第1編 総則 (第1条 第6条)

第2編 市政の主体

第1章 市民 (第7条 第8条)

第2章 代表機構

第1節 議会 (第9条 第10条)

第2節 市長と行政機構 (第11条 第16条)

第3編 市政の原則と制度

第1章 市政情報の共有 (第17条 第18条)

第2章 市民の市政参加 (第19条 第22条)

第3章 市政の原則 (第23条 第32条)

第4章 公正と信頼の確保 (第33条 第35条)

第5章 危機管理 (第36条 第38条)

第6章 改正 (第39条)

私たちのまち多治見市は、中央を流れる土岐川と周辺の緑地を背景に、美濃焼などの伝統文化の継承と刷新を図りながら発展し、今日を迎えています。

私たちは、先人たちが残した貴重な自然や文化、歴史を次世代に引き継ぐとともに、多様で創造的な活力に満ち、かつ、市民一人ひとりが個人として尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせる持続可能なまちづくりをめざします。

私たちの、最も身近な地域政府としての多治見市が、市民の信託に基づき成立していることを踏まえ、市民がいきいきと暮らせる「自治」のまちをつくるため「情報の共有」、「市民参加」など、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針、市民と市の役割を明らかにし、ここに多治見市の最高規範としてこの条例を制定します。

第1編 総則

(目的)

第1条

この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。

(市民主権)

第2条

より良い地域社会の形成の主体は、市民です。

市民は、市政の主権者として、市の政策策定に参加する権利があります。

(市の役割)

第3条

市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成に努めます。

市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

(連携協力)

第4条

市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。

(政府としての多治見市)

第5条

市は、市民に最も身近な政府として、市民の信託に基づくより良い地域社会の形成に、国と県に優先して取り組みます。

市は、市政を自らの判断と責任において決定し、運営しなければなりません。

市は、国と他の自治体に対し、対等な立場で、政策や制度などの改善に向けて主張し、連携協力します。

市は、事務事業と財政の健全化のため、国や他の自治体との役割分担を明確化し、財源等の確保に努めなければなりません。

市は、多様な文化と価値観を互いに理解尊重し、地域社会や国際社会との連携協力を努めます。

市は、日本国憲法の理念に基づき、恒久平和の実現に努力します。

(最高規範性)

第6条

この条例は市の最高規範であり、市はこの条例に従い市政を運営し、他の条例などを制定し、改廃し、解釈し、運用しなければなりません。

第2編 市政の原則と制度

第1章 総合計画

(総合計画)

第6条

市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。

総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。

総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。

総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。

総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。

市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

第2章 市政情報の共有

(総合的な情報公開の推進)

第7条

市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。

市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。

(情報公開制度)

第8条

市は、情報公開制度を設けなければなりません。

市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象となります。

何人も、市に対して、情報の開示を請求できます。

市は、その保有するすべての情報を適正に管理しなければなりません。

市は、審議会などの会議を、原則として公開しなければなりません。

市は、情報提供施策の拡充に努めなければなりません。

(情報公開手続)

第9条

情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第3章 市民の市政参加

(市民参加の権利)

第10条

市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。

市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

(参加機会の保障と応答義務)

第11条

市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。

(市民参加の時期)

第12条

市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。

- (1)総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
- (2)重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。
- (3)予算を編成するため事業を選択するとき。
- (4)事業を実施するとき。
- (5)政策評価を実施するとき。

(市民参加手続)

第13条

市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第2編 市政の主体

第1章 市民

(選挙)

第7条

市民は、選挙により、市民の代表者である議会の議員と市の代表者である市長を選出し、その職を信託します。

(市民の責務)

第8条

市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければなりません。

市民は、市民の信託に基づき定められた条例などを遵守しなければなりません。

市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。

第2章 代表機構

第1節 議会

(議会の設置)

第9条

市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。

(議会の役割と責務)

第10条

議会は、立法などの市の重要な政策決定などを行います。

議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

議員は、自由な討議を重んじるとともに、市民に開かれた議会を目指します。

議会に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第2節 長と行政機構

(市長の設置)

第11条

市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。

(市長の役割と責務)

第12条

市長は、市を統括し、市を代表します。

市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

(行政委員会の役割と責務)

第13条

行政委員会(市長を除く執行機関を言います。以下同じです。)は、その権限に基づき、事務を執行します。

行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければなりません。

(組織機構)

第14条

市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、編成されなければなりません。

(職員の責務)

第15条

市の職員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公平に職務を執行しなければなりません。

(公益通報)

第16条

市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。

正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。

公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第4章 市政の原則

(制度の活用と改善)

第14条

市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。
市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければなりません。
市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければなりません。

(説明責任)

第15条

市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。

(政策評価)

第16条

市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、政策評価を実施しなければなりません。

(行政改革)

第17条

市は、市政運営の在り方を見直し、有効性、効率性と経済性を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。
行政改革大綱は、市長の任期ごとに総合計画との調整のもとで実施期間を定めて策定されます。
市は、行政改革大綱の実施に当たっては、総合計画との調整のもとで実施計画を策定し、その進行を管理しなければなりません。

(財務原則)

第18条

市は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。
市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。
市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

(出資団体など)

第19条

市は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。
市は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。
市は、出資団体などの経営と市との関係の在り方について、評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

(法務原則)

第20条

市は、条例と規則など(以下「条例など」といいます。)や要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければなりません。
市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすくしなければなりません。
市は、各政策分野における基本となる条例を制定するときは、第1項に規定する法体系の中に位置付けなければなりません。
市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければなりません。
(1) 条例などの自治立法を積極的に行うこと。
(2) 要綱を必要に応じて整備し、公開すること。
(3) 日本国憲法と法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。
(4) 提訴、応訴など訴訟に的確に対応すること。
(5) 国に法令の制定、改正、廃止を提言すること。
(6) 法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動に法務の側面から支援を行うこと。
市は、市の条例などと要綱を体系的にまとめ、公開しなければなりません。

(法令遵守)

第21条

市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組みなければなりません。

第3編 市政の原則と制度

第1章 市政情報の共有

(総合的な情報公開の推進)

第17条

市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。
市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。

(情報公開制度)

第18条

市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象となります。
何人も、市に対して、情報の開示を請求できます。
市は、その保有するすべての情報を適正に管理しなければなりません。
市は、審議会などの会議を、原則として公開しなければなりません。
市は、情報提供施策の拡充に努めなければなりません。
情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第2章 市民の市政参加

(市民参加の権利)

第19条

市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。
市民は、市政に参加しないことを理由に、不利益を受けることはありません。

(参加機会の保障と応答義務)

第20条

市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。
市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。

(市民参加の推進)

第21条

市は、市民の参加を積極的に推進しなければなりません。
市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(市民投票)

第22条

市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができます。
市民や議会と市長は、市民投票の実施を決定することができます。
議会と市長は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。
市民投票の実施決定の要件や投票の資格要件などの市民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

第3章 市政の原則

(総合計画)

第23条

市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。
総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもの以外は、これに基づかなければなりません。
総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想について議会の議決を経て、策定されます。
総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
市は、総合計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

(制度の活用と改善)

第24条

市は、市政の原則と制度を継続的に改善するよう努めなければなりません。

(説明責任)

第25条

市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。

(政策評価)

第26条

市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、政策評価を実施しなければなりません。

第5章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第22条

市は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(権利救済)

第23条

市は、市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、権利救済制度を設けなければなりません。

市は、次の職務を行う権利救済機関を設置しなければなりません。

(1)市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して勧告を行うこと。

(2)市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。

権利救済機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。

権利救済制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報保護)

第24条

市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければなりません。

市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を請求する権利があります。

個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第6章 市民投票

(市民投票)

第25条

市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができます。

市民や議会と市長は、市民投票の実施を決定することができます。

市民投票の実施の決定の要件、投票の資格要件などの市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(尊重義務)

第26条

議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に対する責任に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

第7章 政府としての多治見市

(政府としての多治見市)

第27条

市は、市民に最も身近な政府として、市民の信託に基づくより良い地域社会の形成に、国と県に優先して取り組まなければなりません。

市は、市政を自らの判断と責任において決定し、運営しなければなりません。

市は、国と他の自治体に対し、対等な立場で、政策、制度などの改善に向けて、主張し、連携協力しなければなりません。

(自治行財政権の確立)

第28条

市は、市の事務事業と財政について市民の理解を深めるよう努めるとともに、市の財政の健全化のため財務の充実を図るよう努めなければなりません。

市は、事務事業の範囲と性質や効率性と経済性を考慮して、国や他の自治体との役割分担の明確化を図るよう努めなければなりません。

市は、国や他の自治体との役割分担に応じ、財源の確保を図るよう努めなければなりません。

(多文化共生社会の実現)

第29条

市は、多様な主体との連携協力により、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する地域社会の形成を図るよう努めなければなりません。

市は、地域社会における課題が国際的な課題とかかわっていることを認識し、国際的な連携協力を促進するよう努めなければなりません。

市民と市は、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重し、平和に寄与するよう努めなければなりません。

(行政改革)

第27条

市は、市政運営の在り方を見直し、有効性、経済性を向上させるために、行政改革を進めなければなりません。

(財務原則)

第28条

市は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。

市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。

市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

(出資団体など)

第29条

市は、市が出資し、職員を派遣し、また、公の施設の管理を委ねている団体など(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関する資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。

市は、出資団体などとの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。

市は、出資団体などの経営と市との関係の在り方について、評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

(法務原則)

第30条

市は、条例と規則など(以下「条例など」といいます。)や要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を、構築します。市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすく体系化し、公開しなければなりません。

市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければなりません。

- (1) 条例などの自治立法を積極的に行うこと。
- (2) 要綱を必要に応じて整備し、公開すること。
- (3) 日本国憲法と法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。
- (4) 提訴、応訴など訴訟に的確に提言すること。
- (5) 国に法令の制定、改正、廃止を提言すること。
- (6) 法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動に法務の側面から支援を行うこと。

(法令遵守)

第31条

市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければなりません。

(監査)

第32条

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行の監査を行うに当たり、事務事業の適法性、妥当性のほか、経済性、有効性の評価等を踏まえた監査を行わなければなりません。

第4章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第33条

市は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

行政手続に関しての必要な事項は、別に条例で定めます。

(権利救済)

第34条

市は、市民から市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、権利救済制度を設けます。権利救済制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報保護)

第35条

市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければなりません。

個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第8章 危機管理

(災害などへの対処)

第30条

市は、災害などの不測の事態(以下「災害など」といいます。)から市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努めなければなりません。

市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。

(国と他の自治体への働きかけ)

第31条

市は、災害などへの対応に当たり必要な場合は、国、他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。

市は、被災した自治体に対し、必要な支援を迅速に行うものとします。

市は、災害などに備え、国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第32条

市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その果たす役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。

(武力紛争への対処)

第33条

市は、武力紛争から市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努めなければなりません。

市は、武力紛争に対し、国際的な人道上の条約(1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)などをいいます。)に基づき対処しなければなりません。

市は、武力紛争への対応のため、情報を収集するとともに、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定しなければなりません。

第3編 市政の主体

第1章 市民

(市民の責務)

第34条

市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければなりません。

市民は、市民の信託に基づき定められた条例などを遵守しなければなりません。

市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。

(原則と制度の維持と拡充)

第35条 市民は、市政の原則と制度を継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。

第2章 代表機関

第1節 議会

(議会の設置)

第36条

市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。

(議会の役割と責務)

第37条

議会は、立法などの市の重要な政策決定などを行います。

議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

議会と議会の議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。

議会の議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、議会は、市民参加の拡充に努めなければなりません。

議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため立法活動と調査活動の拡充に努めなければなりません。

第5章 危機管理

(災害などへの対処)

第36条

市は、災害などの不測の事態(以下「災害など」といいます。)から市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努めなければなりません。

市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。

(国と他の自治体への働きかけ)

第37条

市は、災害などへの対応に当たり必要な場合は、国、他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。

市は、被災した自治体に対し、必要な支援を迅速に行うものとします。

市は、災害などに備え、国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第38条

市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その果たす役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。

第6章 改正

(この条例の改正)

第39条

市は、この条例について、地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。

この条例を改正するときは、議会において出席議員(議長を除きます。)の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行されます。

第2節 長と行政機構

(市長の設置)

第38条

市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。

(市長の役割と責務)

第39条

市長は、市を統轄し、市を代表します。

市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

(サービスの宣誓)

第40条

市長は、その任期の開始に当たり、サービスの宣誓をしなければなりません。

市長のサービスの宣誓に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(行政委員会の役割と責務)

第41条

行政委員会(市長を除く執行機関をいいます。以下同じです。)は、その権限に基づき、事務を執行します。

行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければなりません。

(組織機構)

第42条

市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、機動的に編成されなければなりません。

(職員の責務)

第43条

市の職員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。

(公益通報)

第44条

市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。

正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。

公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第4編 最高規範と改正

第1章 最高規範

(最高規範性)

第45条

この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。

この条例に反することは、その効力を有しません。

市は、日本国憲法、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。

第2章 改正

(この条例の改正)

第46条

市は、この条例について、地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。

この条例を改正するときは、議会において出席議員(議長を除きます。)の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

附則

この条例は、平成18年1月1日から施行します。